

Monthly Note

Think Tank of Mutual aid 相互扶助を実践するシンクタンク



CONTENTS

- ▶ **全労済協会 新役員就任のご挨拶** ————— 1~2
第159回理事会(2017年8月30日開催)にて、新理事長、新専務理事、新常務理事が互選され着任いたしました。
- ▶ **高木 剛のひとり言** ————— 2
安楽死と尊厳死
- ▶ **第158回理事会・第54回評議員会・第159回理事会開催報告** ————— 3
理事会・評議員会を開催しました。
- ▶ **暮らしの中の社会保険・労働保険(51)** ————— 4
「厚生年金の加給年金について」考えます。
- ▶ **法人自動車共済保険の紹介** ————— 5
全労済協会の「法人自動車共済保険」の内容について、ご案内いたします。
- ▶ **(公財)国際労働財団 草の根支援事業に協力** ————— 6
バングラデシュの協同組合「ショモパエ・ショミティ」支援に向け、講師を派遣しました。
- ▶ **(公財)国際労働財団 招聘事業に協力** ————— 6
国際連帯活動としてユーラシアからの訪問団を受け入れました。
- ▶ **2017年秋期「退職準備教育研修会/コーディネーター養成講座【大阪開催】のお知らせ** ————— 7
【基礎研修会】
開催日: 2017年11月20日(月)
会場: エル・おおさか
【フォローアップ研修会】
開催日: 2017年11月28日(火)
会場: エル・おおさか
- ▶ **調査研究報告会を開催しました** ————— 7
8月4日(金)に明治大学政治経済学部教授 大高 研道氏の報告会を開催しました。
- ▶ **東京シンポジウム 開催のご案内** ————— 8
テーマ「転げ落ちない社会へ」
開催日: 2017年11月13日(月)
会場: 全労済ホール/スペースゼロ(東京都渋谷区)
- ▶ **自然災害から国民を守る国会議員の会 報告** — 8
政府へ施策に関する要望申入れが行われました。
- ▶ **全労済協会からのお知らせ** ————— 8
●2017年9月1日付人事異動について
●当面のスケジュール

全労済協会 新役員就任のご挨拶



理事長 神津 里季生

8月30日に開催された第159回理事会におきまして、新たに理事長に就任いたしました。「勤労者の自主福祉・共済活動の更なる前進を目指す」重責を担うこととなり、身の引き締まる思いです。前任の高木理事長同様、格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

経済的格差や貧困の拡大が世界的規模で深刻化する中、私たちの前には、超少子高齢・人口減少社会への移行、技術革新の加速など、これまでの価値観だけでは対応しきれない課題が山積しています。包摂的成長やディーセント・ワーク等を尊重する動きも強まってきているとはいえ、目の前の現実、こどもや若者の貧困が深刻化を増す中、現役と高齢者の世代間、正規と非正規の雇用形態間、地方と大都市の地域間の格差が深まっている状況とあわせて、介護離職者の増加や介護人材不足なども大きな社会問題となっております。この「生きづらい分断社会」を終わらせるために、全労済協会として何ができるのか。事業の2本柱である、勤労者の生活・福祉に関する各種調査研究の実施等を中心とした「シンクタンク事業」と、労働運動の源でもある助け合い・支え合いを基本とした勤労者相互の連帯と相互扶助による「相互扶助事業」を中心に、全労済はもちろんのこと、連合や労協等、志を同じくする仲間とも連携しながら、一部の富める者だけでなく、社会のすそ野に光をあてる事業を展開する所存です。

全労済協会の使命・目的である「豊かな福祉社会づくりへの貢献」には、皆様のご理解とご協力が必須です。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。



専務理事 柳下 伸

このたび、8月30日開催の全労済協会第159回理事会において、専務理事に選任され、就任いたしました柳下と申します。安久津前専務理事同様よろしくお願いいたします。

私はこの4年間、日本共済協会において常務理事をしておりました。そこで得た経験や交流した様々な団体との関係も活かしながら全労済協会の業務に貢献していきたいと思えます。

今、勤労者や共済を取り巻く環境は厳しく目まぐるしく変化しています。そうしたなか、当協会のシンクタンク事業と相互扶助事業の着実な実施により、勤労者の福祉、共済がより一層向上・発展できますよう、はなはだ微力ではありますが誠心誠意取り組んでまいります。関係各位のご支援とご協力を心からお願い申し上げます、就任の挨拶とさせていただきます。



常務理事 石 和子

このたび、8月30日開催の全労済協会第159回理事会におきまして、常務理事に選任され、就任いたしました。

歴史ある全労済協会の事業を担う重責を感じております。

全労済グループ基本三法人の一員として、これまで全労済協会が一貫して取り組んでまいりました公益目的支出計画に基づく「シンクタンク事業」、「相互扶助事業」を更に発展・向上させ、協会のテーマである「絆をつむぎ 未来を奏でる 勤労者ネットワークの構築」に向けて努力してまいり所存です。

前任者同様、格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、就任の挨拶とさせていただきます。



文芸春秋の2016年12月号に脚本家の橋田 壽賀子さんが「私は安楽死で逝きたい。夫との死別から27年。91歳の脚本家の問題提起」を記し、もし「認知症になったら安楽死が一番」と述べています。

広辞苑を読めば「安楽死(あんらくし)＝助かる見込みのない病人を、本人の希望に従って、苦痛の少ない方法で人為的に死なせること」とあるが、日本では自殺補助にあたるということで、許可されていません。

橋田さんの問題提起によれば、スイス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクのヨーロッパ諸国のほか、アメリカのニューメキシコ、カリフォルニア、ワシントン、オレゴン、モンタナ、バーモントの6つの州で認めているとのこと。

日本の状況は、安楽死どころか、所謂、尊厳死法案も反対論もあり未成立です。同じく広辞苑曰く、「尊厳死＝一個人の人格としての

尊厳を保って死を迎える、或いは迎えさせること」であり本人の意思により延命装置を外しつつ死に臨む人に人間的尊厳のある死を迎えさせようとするものです。この考え方を是とする10万人余が結成している日本尊厳死協会では「尊厳死の宣言書“リビングウィル”」を共有し、尊厳死を迎える本人の意思を明らかにしています。

「尊厳死」は、延命死ではなく「平穏死」、「自然死」の概念に近い死ですが、日本では法的には未だにグレーと言ってよい状況にあります。

大変難しい死をめぐる哲学論争ですが、人間らしく、苦痛も少なく、楽に死を迎えたいと思っている人は沢山います。お盆に「死」のことに思いをはせました。

第158回理事会・第54回評議員会・第159回理事会開催報告

理事会・評議員会を、下記のとおり開催いたしました。

なお、協議を行ったすべての議案について、承認されました。

また、第54回評議員会において、あらたに理事・監事・評議員が選任されたことをうけて、第159回理事会において、理事長、副理事長、専務理事、常務理事が互選されました。

(1) 第158回理事会

■ 日 時：2017年8月4日(金)

■ 場 所：当協会会議室

■ 議 題：【協議事項】

- 第1号議案 2016年度事業報告および決算報告承認の件
- 第2号議案 2016年度 公益目的支出計画実施報告(案)に関する件
- 第3号議案 2016年度 認可特定保険業 業務報告書(案)に関する件
- 第4号議案 2017年度 補正予算(案)に関する件
- 第5号議案 役員報酬総額に関する件
- 第6号議案 理事・監事の任期満了に伴う候補者選出に関する件
- 第7号議案 評議員の任期満了に伴う候補者選出に関する件
- 第8号議案 2017年度機関会議等の日程(案)に関する件
- 第9号議案 第54回(定時)評議員会の日時ならびに議題等の決定の件

【報告事項】

- 第10号議案 常勤理事の業務報告

(2) 第54回評議員会

■ 日 時：2017年8月30日(水)

■ 場 所：ホテルサンルートプラザ新宿「芙蓉」

■ 議 題：【協議事項】

- 第1号議案 2016年度事業報告および決算報告承認の件
- 第2号議案 2016年度 公益目的支出計画実施報告(案)に関する件
- 第3号議案 2016年度 認可特定保険業 業務報告書(案)に関する件
- 第4号議案 2017年度 補正予算(案)に関する件
- 第5号議案 役員報酬総額に関する件
- 第6号議案 理事・監事の任期満了に伴う改選に関する件
- 第7号議案 評議員の任期満了に伴う改選に関する件

【報告事項】

- 第8号議案 2017年度機関会議等の日程に関する件
- 第9号議案 常勤理事の業務報告
- 第10号議案 その他

(3) 第159回理事会(書面開催)

■ 決議日：2017年8月30日(水)

■ 議 題：【協議事項】

- 第1号議案 代表理事、副理事長及び業務執行理事の選定に関する件

全労済協会 新四役体制

※新任

氏名	役職
※ 神津 里季生 <small>こうつ りきお</small>	理事長(代表理事)
中世古 廣司 <small>なかせこ ひろし</small>	副理事長
※ 柳下 伸 <small>やぎした しん</small>	専務理事(代表理事)
伊藤 昭彦 <small>いとう あきひこ</small>	常務理事(業務執行理事)
※ 石 和子 <small>くわいし かずこ</small>	常務理事(業務執行理事)

※第19期理事・監事および第9期評議員名簿については、ホームページ<http://www.zenrosaikyokai.or.jp/>からご確認ください。

老齢厚生年金などを受給するときに注目しておきたいのが「加給年金」です。今回はこれを考えます。

Q1. 老齢厚生年金が支給されるとき、配偶者や子どもの加給年金が加算されると聞きましたが……。

A1. 加給年金は大きく2つの場合に加算されます。一つは、老齢厚生年金に加算される場合です。被保険者期間が20年以上ある厚生年金被保険者が65歳に達して老齢厚生年金を受給するとき、生計維持関係にある配偶者(65歳未満)または子(18歳の最初の3月31日を迎えるまでの子と20歳未満の障害等級1級・2級の子)がいる場合に加算されます。

「生計維持関係にある」とは、受給権者(給付を受ける権利を有する者)と生計を同じくし、かつ年額850万円以上の収入を将来にわたって有しないことです。具体的には前年の収入が850万円未満または前年の所得が655万5千円未満であれば、生計維持関係にあるとされます。従って、受給権者に65歳未満の配偶者や40歳代後半以降に授かった子がいる場合などは、加給年金の請求漏れに注意が必要です。

2017年度の加給年金額は以下の通りです。

対象者	加給年金額(年)
配偶者(注)	224,300円
1人目、2人目の子	1人につき 224,300円
3人目以降の子	1人につき 74,800円

注：配偶者の厚生年金被保険者期間が20年以上の場合や配偶者が障害年金を受給できる場合等は加給年金対象外。

さらに、配偶者加給年金を受給する高齢者世帯は一人分の老齢基礎年金しか受給できず、夫婦2人とも老齢基礎年金を受給する高齢者世帯との差を考慮した(注)1985年の法改正により、受給権者の生年月日に応じて「特別加算」が加算されます。

(注)掘勝洋「年金保険法(第4版)」P410より

2017年度の特別加算額は以下の通りです。

受給権者の生年月日	特別加算額(年)
昭和9年4月2日～15年4月1日	33,100円
昭和15年4月2日～16年4月1日	66,200円
昭和16年4月2日～17年4月1日	99,300円
昭和17年4月2日～18年4月1日	132,300円
昭和18年4月2日以降	165,500円

加給年金や特別加算は「名目手取り賃金変動率」、つまり物価や賃金を基準に毎年改定されます。

Q2. 加給年金支給のもう一つの場合とは？

A2. それは障害厚生年金に加算される場合です。厚生年金被保険者が障害により1級または2級の障害厚生年金を受給するとき、生計維持関係にある65歳未満の配偶者がいる場合に配偶者加給年金が支給されます。配偶者の要件、加算額は老齢厚生年金の場合と同じです。

なお、障害厚生年金には子どもの加給年金や配偶者加給年金額への特別加算はありません。

ただし、子どもの加算については、障害厚生年金とあわせて支給される障害基礎年金に子の加算額が加算されます。子どもの要件、加算額は老齢厚生年金の子の加給年金と同じです。

Q3. 配偶者が65歳になるとどうなりますか。

A3. 老齢厚生年金や障害厚生年金の配偶者加給年金は、配偶者が65歳に達した日の翌月分から支給が停止されます。一方、加給年金の対象である配偶者が65歳になると、配偶者本人に老齢基礎年金が支給されますが、生計維持関係が継続していれば、これに加えて、1966年4月1日以前に生まれた配偶者には生年月日に応じて、年224,300円(1926年4月2日～1927年4月1日生まれ)から年15,028円(1965年4月2日～1966年4月1日生まれ)の振替加算が支給されます(配偶者が1926年4月1日以前生まれの場合は、老齢厚生年金に加算されていた配偶者加給年金が65歳以降も支給)。

ただし、改正法施行の1986年4月1日時点で20歳未満であった1966年4月2日以降生まれの方は、その後国民年金に40年間加入して満額の老齢基礎年金を受給できるため、振替加算は加算されません。

Q4. 加給年金の支給状況の特徴や注意点は何か。

A4. 「平成26年度 厚生年金保険・国民年金事業年報」によれば、2015年3月末現在の厚生年金(一元化前)の受給者(延べ人数)3,293万人の内、配偶者加給年金の受給者は332万人、子の加給年金受給者は6万人です。また、2014年度に老齢厚生年金の支給が始まった(新規裁定)108万人の内、配偶者加給年金の受給者は33万人、子の加給年金受給者は8千人です。つまり加給年金受給者は新規裁定者全体の約30%で、年金受給に大きな影響を与えています。

ところで、老齢厚生年金の受給繰下げにより年金額を最大42%(70歳受給開始の場合)増やすことができます。しかし、このとき加給年金額は増額されず、また繰下げ待機中は加給年金が支給されません。このことは老齢厚生年金繰下げ受給に否定的なインセンティブを与えています。60歳から70歳の間で支給開始を自由に選択できるので、支給開始年齢の見直しは不要だとする議論もありますが、高齢期の男女の就労促進や、年金水準を高めることによる長生きリスクへの備えの充実の観点などからも、65歳支給開始を基準にした加給年金の仕組みについて、特別加算の必要性とあわせて、見直しが求められていると言えます。

(特定社会保険労務士 CFP®認定者 西岡秀昌)

法人自動車共済保険のご案内

現在、所有されているお車の自動車保険契約の内容はご存知でしょうか？
また、現在はお車をお持ちでなくても、今後、ご購入予定の団体の皆様へのご案内です。



《ご加入いただける団体》

- (1) 労働組合および連合会
- (2) 生活協同組合および連合会
- (3) 労働金庫および連合会
- (4) 中小企業サービスセンター・勤労者共済会・勤労者互助会

《主な保障内容》

- 対人賠償(最高無制限)
- 対物賠償(最高無制限)
- 自損事故保険(1,750万円)
- 搭乗者傷害保険(最高1,000万円)
- 無保険車傷害保険(最高2億円)

《法人自動車共済保険は、等級別料率割引制度》

- (1) 初めてご契約される場合(事故のない場合)

↳ 6等級からの加入となります。

- (2) ご契約後、1年間無事故の場合

↳ 翌年のご契約の等級が1等級アップします。

- (3) 2台目以降のお車で新たにご契約をされる場合

お得なお知らせ①

↳ 現在、加入されているお車の等級が11等級以上の場合、新たにご契約をされる2台目以降のお車は、一定の条件を満たせば7等級が適用されます。

- (4) 他社の自動車保険(共済)の等級も引継ぎできます

お得なお知らせ②

↳ 他の自動車保険(共済)に契約があり、無事故割引等の適用を受けている場合、その保険(共済)の保険(共済)証券写しをご提出いただければ、その適用等級を継承することができます。

資料請求・お見積もり、保障見直し相談はお気軽に

法人自動車共済保険お問い合わせ先

全労済協会 共済保険部

TEL.03-5333-5128(共済保険部直通)

受付時間：9時～17時15分(土日祝日を除く)

(公財)国際労働財団 草の根支援事業に協力 「ショモバエ・ショミティ」支援のため当協会よりバングラデシュへ講師を派遣

当協会では、公益財団法人 国際労働財団 (JILAF) の実施する「国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業」への協力の一環として、バングラデシュのインフォーマル・セクターの労働者を中心に組織される協同組合「ショモバエ・ショミティ」の運営強化を目的とした人財養成セミナーへ講師を派遣しました。「相互扶助制度の検討に向けて 日本労働者共済の現状」と題する講義と質疑を通して参加の皆様の理解促進に努めました。

(詳細については別途季刊誌「ウェルフェア」にてお伝えします。)



(1)開催日：2017年7月7日(金)～ 7月11日(火)の5日間

(2)場 所：バングラデシュ人民共和国(ダッカ)

(公財)国際労働財団 招聘事業に協力 国際連帯活動としてユーラシアからの訪問団を受け入れました

当協会では国際連帯活動の一環として、公益財団法人 国際労働財団 (JILAF) の実施する「労働組合指導者招へい事業」への活動支援を行っています。2017年6月～ 2017年12月の活動として①ラオス・タイ、②ユーラシア、③アフリカ英語圏、④バングラデシュ・モンゴルの4つの招へいチームの受け入れを予定しており、今年度2つめの取り組みとしてユーラシアチーム9名(カザフスタン3名、ウクライナ3名、トルコ3名)を受け入れて「相互扶助制度の検討に向けて」と題した全労済の事例を用いた日本の労働者共済の歴史と現状についての講義を実施しました。

日時・場所：2017年8月4日(金) 10:00～12:30 当協会会議室

対 象：ユーラシアチーム9名

研 修 内 容：日本の労働者共済の歴史と現状 全労済の事例を中心に



2017年秋期「退職準備教育研修会／コーディネーター養成講座」 【大阪開催】のお知らせ

当協会では労働組合等における退職準備教育の普及・推進に向けたコーディネーター養成を目的に、毎年2回、春と秋に研修会を開催しています。本年秋は11月に【大阪】にて開催します。詳細・お申し込みについては下記サイトよりご確認ください。皆様のご参加をお待ちしております。

今回は、「基礎研修会」と「フォローアップ研修会」の2種類の研修会を設定し、ご参加いただける皆様の退職準備に関する知識に合わせて選択いただけるようにいたしました。

1. 基礎研修会

- (1) 開催日：2017年11月20日(月) 10時～17時20分
- (2) 会場：エル・おおさか(大阪府立労働センター) 708号室／大阪府中央区
- (3) 対象者：労働組合の役員・担当者、書記局、コーディネーター希望者等
- (4) カリキュラム
 - ・実りあるセカンドライフをめざして、ライフデザイン
 - ・セカンドライフの生活経済、暮らしの見直し(支出編)
 - ・暮らしの見直し(収入編)、各種手続き(公的年金、雇用保険、健康保険)、退職金の運用と相続
- (5) 参加費：3,000円(資料代+お弁当代)

2. フォローアップ研修会

- (1) 開催日：2017年11月28日(火) 14時～17時
- (2) 会場：エル・おおさか(大阪府立労働センター) 708号室／大阪府中央区
- (3) 対象者：当協会の退職準備教育研修会既受講者、全労済生活保障プランナー等
- (4) カリキュラム
 - ・平成29年度税制改正と退職、相続
 - ・退職者に関わる各種実務、社会保障制度の改正動向
 - ・退職者に関わる社会保障制度
- (5) 参加費：1,000円(資料代)

HPにて申込受付中

全労済協会

検索

<http://www.zenrosaikyokai.or.jp/>

調査研究報告会を開催しました

2017年8月4日(金)当協会会議室において、明治大学政治経済学部教授 大高 研道氏の調査研究報告会を開催しました。

この度の報告会は、2017年5月に発刊した「勤労者の生活意識と協同組合に関する調査報告書<2016年度版>」について、その成果を広く知っていただくことを目的に開催したものです。

報告会には、当協会の理事・監事の皆様に加え、関連団体や業界専門誌各社から23名の皆様にご参加いただきました。

なお、本報告書については当協会ホームページに掲載しています。

☆全労済協会「勤労者の生活実態に関する調査」ページのURL
<http://www.zenrosaikyokai.or.jp/thinktank/research/enquete/>

(詳細については別途季刊誌「ウェルフェア」にてお伝えします。)



東京シンポジウム 開催のご案内

※詳しくは同封のチラシをご覧ください

「転げ落ちない社会へ」をテーマに、中央大学法学部教授 宮本 太郎 氏と法政大学現代福祉学部教授 湯浅 誠 氏との基調対談、実践家等を交えたパネルディスカッションのシンポジウムを東京で開催します。参加申し込み受付中です!! 皆様のご参加をお待ちしております。

- 日 時：2017年11月13日(月) 13:30～17:00 (予定)
- 場 所：全労済ホール/スペース・ゼロ (東京都渋谷区)

HP・ハガキにて
申込み受付中!

自然災害から国民を守る国会議員の会 報告

自然災害から国民を守る国会議員の会より松本純大臣(内閣府防災担当)へ「同一災害・同一支援(被災者生活再建支援法)」「感震ブレーカー普及促進」に関して、政府に施策の要望申入れが行われました。

- 開催日時：平成29年6月16日(金) 11時30分～
- 参加者：国会議員8名



全労済協会からのお知らせ

●2017年9月1日付人事異動

種 類	氏 名	新配属・役職
転入	佐藤 雅喜	共済保険部長
	増井 秀樹	共済保険部 事業推進課
	本房 美和	共済保険部 支払管理課
	横田 賢一	調査研究部 研究普及課長
	平信 陽子	調査研究部 調査研究課 主任研究員
内部異動	足立 一英	経営管理部 経営管理課

種 類	氏 名	新配属・役職
転出	嶋崎 邦彦	全労済中部統括本部 総合企画室長
	酒井 啓一郎	全労済東京推進本部 事業推進部 西北部支所事業推進三課 事業推進係
	谷口 滋子	全労済東京推進本部 事業推進部 推進支援一課 総務係
	都築 隆朗	全労済関東統括本部 広域推進部 広域推進企画課 広域推進企画係長
	工藤 優香	全労済九州統括本部 総務部 総務課 総務係

退任	安久津 正幸	専務理事
	西岡 秀昌	常務理事
退職	小笠原 悟	調査研究部長

●全労済協会当面のスケジュール

日 時	内 容	主な内容など
9月22日(金)	第160回理事会	各委員会委員の選任等に関する件 他
11月13日(月)	東京シンポジウム	

Monthly Note (全労済協会だより) vol.128 2017年9月

発行：**全労済協会**
一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

発行人：神津 里季生 編集責任者：柳下 伸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-11-17 ラウンドクロス新宿 5階

●代 表 【TEL 03-5333-5126】

【FAX 03-5351-0421】

●シンポジウム・講演会・研究会等 【調査研究部 TEL 03-5333-5127】

●各種共済保険 【共済保険部 TEL 03-5333-5128】

(営業時間 祝祭日を除く月～金曜日 9:00～17:15)

ホームページ <http://www.zenrosaikyokai.or.jp/>